

教 義 第 1 2 9 号
令和5年（2023年）5月12日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様
（札幌市を除く。）

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳
デバイス貸付について（通知）

このことについて、別添「市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付要項」による他、次のとおり実施します。

各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校あて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 貸付に係る各種様式の提出先

原則として、電子メールにより提出すること。押印箇所のある様式については、郵送により提出すること。

なお、様式第2号「借受申請書及び承諾書」については、借受希望開始日の5開庁日前までに提出すること。

提出先メールアドレス：kyoiku.shochu1@pref.hokkaido.lg.jp

提出先住所：〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

北海道教育庁学校教育局義務教育課企画・支援係

2 貸付物品に係る留意事項

- (1) 貸付を行う携帯型通訳デバイス（POCKETALK S等）はwi-fiにより通信を行うタイプのため、使用にあたっては、借受者においてwi-fiの用意が必要であること。
- (2) ポケットークセンターについては、POCKETALKアカウントを作成の上、活用して差し支えないが、返却時に端末の登録を削除すること。
- (3) 貸付可能台数に限りがあることから、状況によっては、申請希望に添えないこともある点、御了承願います。

3 参考資料

- (1) POCKETALK S 概要説明書
- (2) ポケットークセンター利用ガイド
- (3) 携帯型通訳デバイス貸出に係るQ&A

※貸出期間の延長、使用方法について新たに項目を追加しています。

学校教育局義務教育課
企画・支援係
義務教育指導係
電話：011-206-6085

市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る
携帯型通訳デバイス貸付要項

(令和3年9月15日北海道教育委員会教育長決定)

(目的)

第1条 この要項は、日本語指導が必要な児童生徒及びその保護者に対する効果的な教育・支援を行うとともに、学校におけるICTを効果的に活用した先進事例を把握するため、日本語指導が必要な児童生徒等が在籍する北海道内の市町村立学校（幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）（以下「市町村立学校」という。）に対する携帯型通訳デバイスの貸付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯型通訳デバイス 翻訳機能を有する情報機器端末で、日本語指導が必要な児童生徒等及びその保護者に対する効果的な教育・支援を行うのに適したもの
- (2) 日本語指導が必要な児童生徒等 外国にルーツを持つ児童生徒等で、日本語で日常会話十分にできない者、又は、日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者

(貸付物品)

第3条 この要項により貸付を行う物品（以下「貸付物品」という。）は、携帯型通訳デバイスとする。

(貸付対象者)

第4条 貸付対象者は、日本語指導が必要な児童生徒等（以下「対象児童生徒」という。）が在籍する市町村立学校とする。貸付対象者は、対象児童生徒及びその保護者に対する効果的な教育・支援を行うため、当該教育・支援を行う教員に貸付物品を使用させるものとする。

(事務)

第5条 北海道教育庁学校教育局義務教育課長（以下「義務教育課長」という。）は、次に掲げる事項を専決することができるものとする。

- (1) 貸付の決定
- (2) 貸付物品の変更
- (3) 貸付決定の取消し

(管理)

第6条 北海道教育委員会教育長（以下「道教育長」という。）は、貸付状況を常に明らかにするために貸付台帳を備えなければならない。

2 道教育長は、貸付状況に異動が生じたときは、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付台帳」（様式第1号）に記載する。

(貸付期間)

第7条 貸付物品の貸付期間は、原則として貸付が始まった日の翌日から起算して1か月以内とするが、やむを得ない事情があると道教育長が認める場合は、延長することができるものとする。

(貸付の申請)

第8条 貸付物品の貸付を受けようとする市町村立学校（以下「申請者」という。）は、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス借受申請書及び承諾書」（様式第2号）を、所管の市町村教育委員会の了承を得た上で、経由し、道教育長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第9条 道教育長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 道教育長は、前項により貸付を決定したときは、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付決定通知書」（様式第3号）（以下「貸付決定通知書」という。）により、所管の市町村教育委員会を經由して、申請者に通知するものとする。

(受領書)

第10条 前条の規定により貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付物品を受領した場合は、所管の市町村教育委員会を經由して、道教育長へ「物品受領書」（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）（以下「財務規則」という。）第53号様式）を提出しなければならない。

(貸付物品の変更)

第11条 道教育長は、貸付決定した貸付物品を変更するときは、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付物品変更通知書」（様式第4号）により、所管の市町村教育委員会を經由して、借受者に通知するものとする。

2 借受者は、前項の通知を受けた場合は、貸付物品の交換をすることとする。

(貸付物品の取扱い)

第12条 借受者は、貸付物品について、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借受者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸付物品を、対象児童生徒及びその保護者に対する教育・支援活動以外に使用すること。
- (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) その他携帯型通訳デバイスの貸付目的及び貸付決定通知書に記載された遵守事項に反すること。

3 所管の市町村教育委員会は、前項に係る行為があった場合、状況を把握し、道教育長に報告するものとする。

4 借受者は、北海道から貸付物品の管理及び使用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(貸付料)

第13条 貸付物品の貸付料は、無償とする。ただし、貸付物品の往復の運送費、運送に係る保険料等は、借受者又は所管の市町村教育委員会が負担すること。

(充電等に係る経費)

第14条 携帯型通訳デバイスの充電に係る経費や通信料等は、借受者又は所管の市町村教育委員会の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第15条 借受者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに「貸付物品亡失・損傷届」(様式第5号)を所管の市町村教育委員会を経由して、道教育長に提出しなければならない。

2 所管の市町村教育委員会は、前項の場合において、その内容を確認するものとする。

3 第1項の場合において、当該事由が借受者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸付物品の現状復旧に要する費用は、所管の市町村教育委員会の負担とする。

(損害賠償)

第16条 貸付物品の使用にあたり、借受者の責に帰すべき理由により北海道又は第三者に損害が生じた場合には、所管の市町村教育委員会は、その損害を賠償する責任を負う。

(意図しない利用による損害)

第17条 北海道は、北海道が意図しない貸付物品の利用により借受者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(決定の取消し)

第18条 道教育長は、第7条の貸付期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことができる。

(1) 対象児童生徒が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。

(2) 対象児童生徒が、貸付決定時に在籍していた市町村立学校の児童生徒でなくなったとき。

(3) 借受者が第12条の規定に違反したとき。

(4) その他、貸付物品の管理及び使用において特別な事情が生じたとき。

2 道教育長は、前項の要項により貸付決定を取り消したときは、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付決定取消通知書」(様式第6号)により、借受者に通知するものとする。

(貸付物品の返却)

第19条 借受者は、貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。

2 借受者は、第18条により貸付決定の取消しを受けた場合は、速やかに貸付物品を返却しなければならない。

3 貸付物品の返却に当たっては、義務教育課長が損傷の有無等について確認の後、所管の市町村教育委員会を経由して、「物品受領書」(財務規則第53号様式)を借受者に返却する。

4 前項の確認で損傷が有った場合において、貸付物品の損傷等が借受者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、第15条の規定により借受者が費用を負担するも

のとする。

(貸付物品に係る報告)

第20条 借受者は、貸付期間終了後、2週間以内に「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス使用報告書」(様式第7号)を道教育長に提出しなければならない。

(補則)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は義務教育課長が別に定める。

附則

この要項は、令和3年9月15日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付台帳

貸付物品 (製造番号)	
----------------	--

No.	申請者			貸付 年月日	物品 受領書 の提出	返却 年月日	備考
	学校名	職名	氏名				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

住所
 （申請者） 学校名
 職氏名

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス
 借受申請書及び承諾書

市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付要項第8条の規定により、携帯型通訳デバイスを利用したいので、次のとおり申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件及び市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付要項を遵守します。

対象児童生徒 ※複数人いる場合は、行を追加して記載願います。	学年	
	最も得意な言語	
	来日後の年数	
	JSL 評価参照枠 によるステージ ※1	
	DLA 記録 ※2	
借受について	借受希望物品	携帯型通訳デバイス
	借受希望期間 ※原則1か月以内	年 月 日～ 年 月 日
	借受希望理由	

※1 別表JSL評価参照枠<全体>を参照し、対象児童生徒にあてはまるステージを1～6から選択して記入

※2 DLAを実施している場合に記入（「外国人児童生徒等のためのJSL対話型アセスメントDLA」（文科省）

(裏面)

貸付条件

- 1 申請者は、その貸付を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、申請者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を、対象児童生徒及びその保護者に対する教育・支援活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他携帯型通訳デバイスの貸付目的及び貸付決定通知書に記載された遵守事項に反すること。
- 3 所管の市町村教育委員会は、貸付条件2に係る行為があった場合、状況を把握し、北海道教育委員会教育長に報告するものとする。
- 4 申請者は、北海道から貸付物品の管理及び使用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 5 貸付物品の往復の運送費、運送に係る保険料等は、申請者又は所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 6 携帯型通訳デバイスの充電に係る経費や通信料等は、申請者又は所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 7 申請者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届(様式第5号)を、所管の市町村教育委員会の確認を受けた上で、經由し、北海道教育委員会教育長に提出しなければならない。
- 8 申請者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 9 貸付物品の使用にあたり、申請者の責に帰すべき理由により北海道又は第三者に損害が生じた場合には、所管の市町村教育委員会は、その損害を賠償する責任を負う。
- 10 北海道は、北海道が意図しない貸付物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 11 貸付対象者が、次に掲げる事項に該当するときは、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、申請者は速やかに貸付物品を返却しなければならない。
 - (1) 対象児童生徒が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
 - (2) 対象児童生徒が、貸付決定時に在籍していた市町村立学校の児童生徒でなくなったとき。
 - (3) 申請者が貸付条件1及び2の条件に違反したとき。
 - (4) その他、貸付物品の管理及び使用において特別な事情が生じたとき。
- 12 申請者は、貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
- 13 申請者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 14 その他、携帯型通訳デバイスの利用に際しては、北海道の指示に従うものとする。

様式第3号（第9条関係）

教義第 号
年 月 日

（申請者）

様

北海道教育委員会教育長

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス
貸付決定通知書

年 月 日付け で申請のあった携帯型通訳デバイスの貸付について、次のとおり決定します。

貸付を決定する 携帯型通訳デバイス の番号	製造番号	
付属品		
貸付期間	年 月 日～ 年 月 日	
備考 1 利用等には、裏面の「貸付条件」を遵守してください。 2 利用については、北海道の指示・指導に従ってください。 3 貸付期間中に異なる端末に変更する場合があります。この場合は別途通知します。		

(裏面)

貸付条件

- 1 申請者は、その貸付を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、申請者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を、対象児童生徒及びその保護者に対する教育・支援活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他携帯型通訳デバイスの貸付目的及び貸付決定通知書に記載された遵守事項に反すること。
- 3 所管の市町村教育委員会は、貸付条件2に係る行為があった場合、状況を把握し、北海道教育委員会教育長に報告するものとする。
- 4 申請者は、北海道から貸付物品の管理及び使用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 5 貸付物品の往復の運送費、運送に係る保険料等は、申請者又は所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 6 携帯型通訳デバイスの充電に係る経費や通信料等は、申請者又は所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 7 申請者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届(様式第5号)を、所管の市町村教育委員会の確認を受けた上で、經由し、北海道教育委員会教育長に提出しなければならない。
- 8 申請者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、所管の市町村教育委員会の負担とする。
- 9 貸付物品の使用にあたり、申請者の責に帰すべき理由により北海道又は第三者に損害が生じた場合には、所管の市町村教育委員会は、その損害を賠償する責任を負う。
- 10 北海道は、北海道が意図しない貸付物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 11 貸付対象者が、次に掲げる事項に該当するときは、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、申請者は速やかに貸付物品を返却しなければならない。
 - (1) 対象児童生徒が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
 - (2) 対象児童生徒が、貸付決定時に在籍していた市町村立学校の児童生徒でなくなったとき。
 - (3) 申請者が貸付条件1及び2の条件に違反したとき。
 - (4) その他、貸付物品の管理及び使用において特別な事情が生じたとき。
- 12 申請者は、貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
- 13 申請者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 14 その他、携帯型通訳デバイスの利用に際しては、北海道の指示に従うものとする。

様式第4号（第11条関係）

教義第 号
年 月 日

（借受者）

様

北海道教育委員会教育長

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス
貸付物品変更通知書

年 月 日付け教義第 号で貸付を決定した携帯型通訳デバイスについて、次のとおり機器を変更したので通知します。

記

変更日	年 月 日から変更
変更前	製造番号：
変更後	製造番号：
変更事由	
備考 1 変更前の携帯型通訳デバイスは上記変更日に北海道教育庁学校教育局義務教育課に返却してください。 2 変更後の携帯型通訳デバイスにおいても市町村立学校における帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付要項を遵守して使用してください。	

様式第5号（第15条関係）

貸付物品亡失・損傷届

区分	亡失・損傷（該当に○）
貸付物品	携帯型通訳デバイス
製造番号	
亡失・損傷 年月日	年 月 日
理由及びその状況並びに今後の対応（できるだけ詳細に記載してください）	
上記のとおり貸付物品を亡失・損傷しましたので報告します。	
	年 月 日
北海道教育委員会教育長 様	
(申請者) (学校名・職氏名)	印
上記報告の内容について確認しました。	
	年 月 日
	教育委員会教育長 印

※紛失・盗難の場合はその旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものとして、北海道が認めるものを添付してください。

様式第 6 号（第 18 条関係）

教義第 号

年 月 日

（借受者）

様

北海道教育委員会教育長

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス
貸付決定取消通知書

年 月 日付け教義第 号で決定した携帯型通訳デバイスの貸付を市町村立学校に
おける帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス貸付要項
第 18 条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

貸付の決定を取り消した 携帯型通訳デバイス の番号	製造番号：
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none">貸付物品については、付属品も含めて全て返却してください。返却後、当該物品の損傷等が発覚した場合は、要項第 15 条の規定により所管の市町村教育委員会に修理費等を負担していただくことがありますので御了承ください。その他、返却にあたっては北海道の指示に従ってください。	

様式第7号（第20条関係）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る携帯型通訳デバイス
使用報告書

1 基本情報

借受者	学校名	
	職氏名	
対象児童生徒	学年	
	最も得意な言語	
	来日後の年数	
	JSL 評価参照枠 によるステージ	
	DLA 記録	
借受について	借受期間	

2 携帯型通訳デバイス使用前の指導の状況

--

3 携帯型通訳デバイスを用いた指導の実践内容

	実践内容	改善・解決策
個別指導（取り出し指導）		
一斉指導		
保護者対応		
その他		

※1 実践内容には「○：効果的だったこと」「●：失敗したこと」を記載してください。

※2 改善及び解決策には実践内容欄で○とした場合、より効果的な実践をするための改善策を記載してください。●とした場合、その解決策を記載してください。

4 携帯型通訳デバイスの効果・課題

--

5 その他

--

別表

J S L 評価参照枠<全体>

ステージ	学齢期の子ども の 在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き自律学習段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

